

○総務省告示第二百六十八号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）別表第一号の三第1の表21の項及び第2の表2の項の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第八十七号（電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十三日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

出 発 地	着 地 地
[1 ～ 5 同左] 6 携帯無線通信又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う基地局及び高高度基地局 (以下この項において「基地局等」という。)並びに広帯域移動無線アクセスシステム (2,575MHzを超え2,595MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下同じ。)の基地局、携帯無線通信を行う基地局及び広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合その中継を行う無線局の装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合 (装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。) 〔表 略〕 〔注 略〕 [7 ～ 9 略]	[1 ～ 5 同左] 6 携帯無線通信を行う基地局及び高高度基地局 (以下この項において「基地局等」という。)並びに広帯域移動無線アクセスシステム (2,575MHzを超え2,595MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下同じ。)の基地局、携帯無線通信を行う基地局及び広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合その中継を行う無線局の装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合 (装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。) 〔表 同左〕 〔注 同左〕 [7 ～ 9 同左]
備考 第5条の [] の記載は任意である。	